

C'BON

To create and produce the beauty

証券コード 4926

第56期定時株主総会 招集ご通知

開催
日時

2021年6月25日(金曜日)
午前10時(受付開始:午前9時30分)

開催
場所

東京都港区六本木三丁目2番1号
住友不動産六本木グランドタワー9階
ベルサール六本木グランドコンファ
レンスセンター ROOM A・B
(会場が前回と異なっておりますので、末尾の会
場ご案内図をご参照ください。)

決議
事項

第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役6名選任の件
第3号議案 監査役1名選任の件

- ・本株主総会におけるお土産の配付は取り止めさせていただきました。
- ・新型コロナウイルス感染症拡大防止対応について、5ページに記載しております。

何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

株式会社シーボン



企業理念

美を創造し、演出する



Home
Care

ホームケア

+

Salon
Care

サロンケア



私たちシーボンは、製販サービス一体の化粧品会社として、1966年に誕生しました。

お客様の肌に最後まで責任を持つ。

その思いから導き出した美肌への回答が、

「ホームケア+サロンケア」という独自のビューティシステムです。

高機能な化粧品（ホームケア）と、

プロによる定期的なアフターサービス（サロンケア）で素肌力を高めていく…。

私たちは、理想の肌を目指すお客様に寄り添い、

ともに歩み続けてまいります。

シーボンのサービス

トライアル

- 肌チェック&カウンセリングに基づく化粧品のご提案
- アフターサービスを体験

製品ご購入

- ご購入金額に応じてビューティアップ・ポイントを付与

アフターサービスを受ける

- 1ポイントで、サロンケアを1回無料で受けることができます



目次

私たちシーボンの事業内容

- 招集ご通知
第56期定時株主総会招集ご通知…………… 3
 - 株主総会参考書類
第1号議案 定款一部変更の件…………… 6
第2号議案 取締役6名選任の件…………… 7
第3号議案 監査役1名選任の件…………… 12
- (提供書面)
- 事業報告…………… 14
 - 連結計算書類…………… 36
 - 計算書類…………… 39
 - 監査報告…………… 42

株主各位

証券コード：4926

2021年6月8日

東京都港区六本木七丁目18番12号

株式会社シーボン

代表取締役社長 崎山 一弘
執行役員

第56期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第56期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会につきましては、新型コロナウイルスに対する適切な感染防止策を実施のうえで、開催させていただくことといたしました。

お手数ながら後記「株主総会参考書類」をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2021年6月24日（木曜日）午後6時までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬具

議決権行使のご案内

[株主総会にご出席いただける場合]



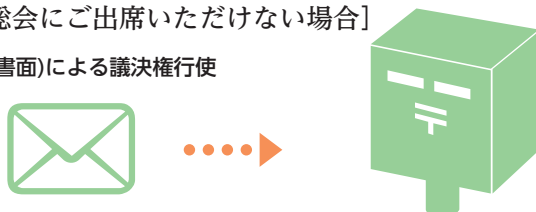
同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、**株主総会当日に会場受付にご提出**ください。

開催日時 2021年6月25日(金) 午前10時より

開催場所 住友不動産六本木グランドタワー9階
ベルサール六本木グランドコンファレンスセンター
ROOM A・B

[株主総会にご出席いただけない場合]

● 郵送(書面)による議決権行使



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえご返送ください。なお、各議案につきまして賛否を表示せずに提出された場合は、賛成の意思表示があったものとしてお取扱いいたします。

* 同封の「議決権行使書・記載面保護シール」をご利用ください。

行使期限 2021年6月24日(木) 午後6時必着

記

1. 日 時 2021年6月25日（金曜日）午前10時（受付開始 午前9時30分）

2. 場 所 東京都港区六本木三丁目2番1号
住友不動産六本木グランドタワー9階
ベルサール六本木グランドコンファレンスセンター
ROOM A・B

（会場が前回と異なっておりますので、末尾の「株主総会 会場ご案内図」をご参照いただき、お間違えないようご注意ください。）

新型コロナウイルスの感染拡大が懸念されています。感染拡大防止のため、事前に書面（郵送）により議決権をご行使いただき、当日のご来場を見合わせていただくことも含めご検討くださいますようお願い申し上げます。また当日会場は感染拡大防止を目的に、社会的距離を保つ観点から座席間隔を拡げるため、ご用意できる座席が例年より大幅に減少いたします。そのため、当日ご来場いただいても入場をお断りする場合がございます。予めご了承くださいませようようお願い申し上げます。

3. 目的事項

- | | |
|------|--------------------------------------------------------------------------|
| 報告事項 | 1. 第56期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 |
| 決議事項 | 2. 第56期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）計算書類報告の件 |
| | 第1号議案 定款一部変更の件 |
| | 第2号議案 取締役6名選任の件 |
| | 第3号議案 監査役1名選任の件 |

4. 議決権行使についてのご案内

議決権の不統一行使をされる場合には、株主総会の3日前までに議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面により当社にご通知ください。

以上

<株主様へご案内> 必ずお読みください

- ◎本株主総会におけるお土産の配付は、取り止めさせていただきました。またハンドマッサージのご体験、美容ドリンクの試飲及び製品販売等是不行いません。
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎次の事項につきましては、法令及び当社定款第18条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので本招集ご通知の提供書面には記載していません。
 - ① 連結計算書類の連結注記表
 - ② 計算書類の個別注記表なお、これらの事項は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査した連結計算書類及び計算書類に含まれております。
- ◎株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。
- ◎資源節約のため、この「招集ご通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。

<新型コロナウイルス感染症拡大防止対応>

- ◎株主様のためのアルコール消毒液を配備します。また、ご来場の株主様は、マスクの持参・着用をお願い申し上げます。
- ◎ご出席の株主様で体調不良とお見受けした方には、運営スタッフがお声掛けさせていただいたり、検温をお願いしたりする場合がございます。
- ◎株主総会の運営スタッフは、検温を含め体調を確認のうえ、マスク着用で対応させていただきます。また本株主総会に出席する役員は、マスクを着用させていただく場合がございます。
- ◎ご出席の株主様には、本株主総会の会場内において間隔をあけてご着席いただきますので、会場スタッフの案内に従っていただきますようお願い申し上げます。
- ◎本株主総会においては、議場における報告事項（監査報告を含みます）及び議案の詳細な説明を省略させていただく場合がございます。株主様におかれましては、事前に招集通知にお目通しただけですようお願い申し上げます。
- ◎株主総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容により、上記対応を更新する場合があります。インターネット上の当社ウェブサイトより、発信情報をご確認くださいようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト >>> <https://www.cbon.co.jp/company/>

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

今後の事業内容の多様化に対応するため、事業目的を追加するものであります。

(1) 当社企業理念である「美を創造し、演出する」に沿った新規事業を立ち上げることができる体制にするため。

(2) 顧客のライフステージ全般にサービス提供ができる体制にするため。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第1条 (条文省略)	第1条 (現行どおり)
(目 的)	(目 的)
第2条 当社は、次の業務を行うことを目的とする。	第2条 当社は、次の業務を行うことを目的とする。
(1)化粧品、美容器具等の製造販売及び輸出入事業	(1)化粧品、美容器具等の製造販売及び輸出入事業
(2)医薬品、医薬部外品、医療機器の製造販売及び輸出入事業	(2)医薬品、医薬部外品、医療機器の製造販売及び輸出入事業
(3)美容、理容業	(3)美容、理容業
(4)はり、灸業	(4)はり、灸業
(5)エステティック、ネイルサロンの経営	(5)エステティック、ネイルサロンの経営
(6)保健機能食品、一般食品、飲料等の製造販売及び輸出入事業	(6)保健機能食品、一般食品、飲料等の製造販売及び輸出入事業
(7)衣料品、服飾品、宝飾品、室内装飾品、日用雑貨の製造販売及び輸出入事業	(7)衣料品、服飾品、宝飾品、室内装飾品、日用雑貨の製造販売及び輸出入事業
(新設)	<u>(8)ライフスタイルに関する事業</u>
(新設)	<u>(9)プライダグ情報サービス事業</u>
(新設)	<u>(10)教育事業</u>
(新設)	<u>(11)広告事業</u>
(8)前記関連事業への投融資	<u>(12)前記関連事業への投融資</u>
(9)不動産の賃貸業	<u>(13)不動産の賃貸業</u>
(10)生命保険の募集に関する業務	<u>(14)生命保険の募集に関する業務</u>
(11)飲食物の販売及び飲食店の経営	<u>(15)飲食物の販売及び飲食店の経営</u>
(12)前各号に付帯する一切の業務	<u>(16)前各号に付帯する一切の業務</u>
第3条～第39条 (条文省略)	第3条～第39条 (現行どおり)

第2号議案 取締役6名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、取締役全員（7名）が任期満了となります。つきましては、取締役会において戦略的かつ機動的に意思決定が行えるよう1名減員し、社外取締役2名を含む、取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	候補者氏名	現在の当社における地位 及び担当	取締役会出席状況	候補者属性
1	<small>いぬづか</small> 犬塚 <small>まさひろ</small> 雅大	代表取締役会長	20/20回 (100%)	再任
2	<small>さきやま</small> 崎山 <small>かずひろ</small> 一弘	代表取締役社長 執行役員	20/20回 (100%)	再任
3	<small>すがわら</small> 菅原 <small>けいこ</small> 桂子	事業本部 執行役員	—	新任
4	<small>たき</small> 瀧 <small>あやえ</small> 礼江	管理本部 執行役員	—	新任
5	<small>いわた</small> 岩田 <small>いさお</small> 功	—	—	新任 社外 独立
6	<small>くろき</small> 黒木 <small>しょうこ</small> 彰子	—	—	新任 社外 独立

再任 再任取締役候補者

新任 新任取締役候補者

社外 社外取締役候補者

独立 東京証券取引所等の定めに基づく独立役員

候補者番号 **1** ^{いぬ づか} **犬塚** ^{まさ ひろ} **雅大** (1954年6月13日生)

所有する当社の株式数 …………… 733,560株



再任

▶ **略歴、当社における地位及び担当**

1978年 4月	当社入社	2005年 12月	当社代表取締役会長
1978年 9月	当社美容部長	2019年 4月	当社代表取締役会長兼執行役員
1981年 9月	当社取締役営業部長	2019年 6月	当社代表取締役会長兼社長 執行役員
1984年 9月	当社取締役副社長	2021年 4月	当社代表取締役会長 (現任)
1986年 7月	当社代表取締役社長		

▶ **重要な兼職の状況**

重要な兼職はありません。

▶ **特別の利害関係**

候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

取締役候補者とした理由

入社以来、主に営業部門に従事し、営業部長、取締役副社長を経て、1986年から2005年まで代表取締役社長、また2005年から代表取締役会長として、シーボンにおける豊富な企業経営の経験を有していることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号 **2** ^{さき やま} **崎山** ^{かず ひろ} **一弘** (1963年3月18日生)

所有する当社の株式数 …………… 28,000株



再任

▶ **略歴、当社における地位及び担当**

1985年 4月	当社入社	2013年 6月	当社執行役員
1985年 8月	(株)チサンレストラン 入社	2018年 6月	当社取締役兼 執行役員 営業本部担当
1990年 1月	当社入社	2020年 1月	当社専務取締役 執行役員 事業本部 本部長
2003年 2月	当社執行役員 営業本部直販営業部長	2021年 4月	当社代表取締役社長 執行役員 (現任)
2005年 6月	当社取締役 営業本部 直販営業部担当		

▶ **重要な兼職の状況**

重要な兼職はありません。

▶ **特別の利害関係**

候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

取締役候補者とした理由

入社以来、営業部門に従事し、シーボンの事業全体を強力なリーダーシップをもって牽引してきたことから、今後もその豊富な経験と能力を活かし、当社を牽引し事業をさらに発展させることを期待し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号 **3** ^{すが わら} 菅原 ^{けい こ} 桂子 (1971年9月21日生) 所有する当社の株式数 …………… 10,820株



新任

▶ 略歴、当社における地位及び担当

1993年 1月	当社入社	2016年 1月	当社直販営業部 執行役員
2002年 7月	当社第4エリア エリア長	2020年 1月	当社事業本部 執行役員 (現任)
2015年 4月	当社直販営業部 営業部長		

▶ 重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

▶ 特別の利害関係

候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

取締役候補者とした理由

入社以来、直営店舗の営業に従事し、直営事業の牽引及び美容社員の教育体制強化を推進すると共に、既存のやり方にとらわれない新しい施策やアイデアで、組織力を強化させ、新しい収益源を生み出してまいりました。今後も更なる貢献が期待できるため、取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号 **4** ^{たき} 瀧 ^{あや え} 礼江 (1973年10月30日生) 所有する当社の株式数 …………… 120株



新任

▶ 略歴、当社における地位及び担当

1997年 4月	センチュリー・リーシング・システム(株) (現東京センチュリー(株)入社)	2008年 8月	(株)駅探 入社
2001年 9月	CFJ(株)入社	2014年12月	当社入社
2006年 1月	ユナイテッド投信投資顧問(株) (現 あいグローバル・アセット・ マネジメント(株) 入社)	2019年 4月	当社管理本部 人事部 部長
		2020年 1月	当社企画本部 執行役員
		2021年 4月	当社管理本部 執行役員 (現任)

▶ 重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

▶ 特別の利害関係

候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

取締役候補者とした理由

他社における豊富な実務経験に基づき、入社以来、人事業務に従事し、人事制度及び評価制度の構築、給与制度の改正、女性活躍推進施策の推進と共に、組織の活性化、業務の効率化を図ってまいりました。今後もさらなる貢献が期待できるため、取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号 **5** ^{いわ た} 岩田 ^{いさお} 功 (1959年3月14日生) 所有する当社の株式数 …………… 一株



新任

▶ 略歴、当社における地位及び担当

1982年 4月 (株)三陽商会 入社	2017年 1月 同社代表取締役社長 兼 社長 執行役員
2013年 3月 同社取締役 執行役員	
2014年 4月 同社取締役 常務執行役員	2020年 1月 同社取締役

▶ 重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

▶ 特別の利害関係

候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

「モノづくり」に対する造詣が深く、経営企画部門を中心に、新規事業の立ち上げ及び運営のほか、海外子会社役員等の実績があり、豊富な経営経験を当社の経営に反映していただくことを期待し、社外取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号 **6** ^{くろ き} 黒木 ^{しょう こ} 彰子 (1963年5月26日生) 所有する当社の株式数 …………… 一株



新任

▶ 略歴、当社における地位及び担当

1987年 4月 三菱信託銀行(株)(現 三菱UFJ信託銀行(株)) 入行	2005年10月 グローバル・イノベーション・パートナーズ(株) 監査役
1989年 1月 ワイアット(株)(現 タワーズワトソン(株)) 入社	2017年 2月 (株)ジャステック 取締役 執行役員 総務経理本部本部長
1996年10月 富士通(株) 入社	2019年 6月 アイエックス・ナレッジ(株) 社外取締役 (現任)

▶ 重要な兼職の状況

アイエックス・ナレッジ(株) 社外取締役

▶ 特別の利害関係

候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

外資系コンサルティング会社や大手IT企業等での実務経験とコーポレートガバナンス及びコーポレートファイナンスに関する専門的知識を有していることから、豊富な経営経験と知識を当社の経営に反映していただくことを期待し、社外取締役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 各取締役候補者の「所有する当社の株式数」につきましては、2021年3月31日現在の状況であります。
2. 黒木彰子氏の戸籍上の氏名は千田彰子であります。
 3. 岩田功氏及び黒木彰子氏の選任が承認された場合は、社外取締役候補者であり、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定です。
 4. 社外取締役候補者としての独立性
 - (1) 社外取締役候補者はいずれも、過去に当社又は当社子会社の業務執行者又は非業務執行役員であった事実はありません。
 - (2) 社外取締役候補者はいずれも、現在当社の特定関係事業者の業務執行者又は非業務執行役員ではなく、過去10年間にも該当の事実はありません。
 - (3) 社外取締役候補者はいずれも、当社又は当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産（取締役としての報酬等を除く。）を受ける予定はなく、また過去2年間に受けていた事実もありません。
 - (4) 社外取締役候補者はいずれも、当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者又は非業務執行役員の配偶者、3親等以内の親族その他これに準じるものではありません。
 - (5) 社外取締役候補者はいずれも、過去2年間に当社が合併等を行った会社の業務執行者であった事実はありません。
 5. 岩田功氏及び黒木彰子氏の選任が承認された場合は、当社は両氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定です。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、500万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。
 6. 当社は、保険会社との間で、当社の取締役（当事業年度中に在任していた者を含む。）を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。当該保険契約の内容の概要は、被保険者である対象役員が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が填補するものであり、1年毎に契約更新しております。各候補者が取締役就任した場合、各候補者は、役員等賠償責任保険の被保険者となります。なお、当該保険契約では、当社が当該役員に対して損害賠償責任を追及する場合は保険契約の免責事項としており、また、填補する額について限度額を設けることにより、当該役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。次回更新時には、同内容での更新を予定しております。

第3号議案 監査役1名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、監査役3名のうち、辻さちえ氏が任期満了となります。つきましては、監査役1名の選任をお願いするものであります。なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

たち かわ まさ と
立川 正人 (1980年1月6日生)

所有する当社の株式数 …………… 一株



新任

▶ 略歴、当社における地位

2002年 4月	監査法人トーマツ(現 有限責任監査 法人トーマツ) 入所	2015年10月	立川公認会計士事務所 所長(現任)
2005年 7月	公認会計士登録	2015年10月	MYKアドバイザリー(株) 取締役
2012年 7月	デロイト トーマツ ファイナンシャ ルアドバイザリー(株)(現 デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバ イザリー合同会社) 転籍	2019年 8月	リーガレックス合同会社 業務執 行社員(現任)

▶ 重要な兼職の状況

立川公認会計士事務所 所長
リーガレックス合同会社 業務執行社員

▶ 特別の利害関係

候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

▶ 社外監査役候補者とした理由

公認会計士としての専門的知識・経験を有し、また、財務会計・内部統制・システムレビュー・不正調査など幅広い見識を持ち合わせていることから、当社の経営にその経験と知識を反映していただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 監査役候補者の「所有する当社の株式数」につきましては、2021年3月31日現在の状況であります。
2. 立川正人氏は、社外監査役候補者であり、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合は、独立役員として同取引所に届け出る予定です。
3. 社外監査役候補者としての独立性
- (1) 社外監査役候補者は、以前に当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者となったことはありません。
- (2) 社外監査役候補者は、以前に当社又は当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の報酬を受けたことはありません。
- (3) 社外監査役候補者は、当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者の配偶者、三親等以内の親族、その他これに準ずるものではありません。
4. 当社は、立川正人氏の選任が承認された場合、同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は300万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。
5. 当社は、保険会社との間で、当社の監査役（当事業年度中に在任していた者を含む。）を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。当該保険契約の内容の概要は、被保険者である対象役員が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が填補するものであり、1年毎に契約更新しております。当該候補者が監査役に就任した場合、当該候補者は、役員等賠償責任保険の被保険者となります。
- なお、当該保険契約では、当社が当該役員に対して損害賠償責任を追及する場合は保険契約の免責事項としており、また、填補する額について限度額を設けることにより、当該役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。次回更新時には、同内容での更新を予定しております。

以上

1 企業集団の現況に関する事項

1. 当連結会計年度の事業の状況

事業の経過及び成果

● 経済状況

当連結会計年度における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染拡大を受け、緊急事態宣言や感染予防対策の一環としての不要不急の外出自粛等により、人々の移動が停滞し、経済活動は著しく制約を受けました。一度目の緊急事態宣言解除後には回復の兆しも見受けられたものの、依然として感染拡大への不安が解消されず、コロナ禍以前の経済水準回復までには時間を要するものと見込まれます。

● シーボンの取り組み

こうした経営環境の中、当連結会計年度において当社グループは、2020年からスタートした中期経営計画（2021年3月期から2023年3月期）のもと、3本部制に組織変更し、各本部に明確な権限と責任を付与し、「顧客数拡大とお客様第一のサービス提供」「高機能製品の創出」「コスト合理化の徹底」の3点を重点実行項目に挙げ、業績回復に向けた組織基盤を強化する取り組みを進めてまいりました。

しかし、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染拡大は、イベントプロモーション※¹による集客数減少や店舗への来店自粛、フェイシャルケアサービスへの不安等、新規顧客、既存顧客共に来店数の減少をもたらし、店舗運営に大きな影響を与えました。この対策として、直営店舗にて徹底した感染予防対策を実施するとともに、感染不安を抱く顧客層への配慮として、非接触型フェイシャルケアサービスの導入や、新規集客活動においても、Web検索・予約サイトを利用した集客に注力し、幅広い顧客層の獲得を目指してまいりました。

当期の主な新製品

4月

5月 ハンドリフレッシャー
A70



5月

10月 シーボン コンセントレート
プラス バイタルクリームa



6月

7月



11月 SPA 3D

8月

8月 シーボン コンセントレート
プラス ディープクリアフォームP
(プルメリアの香り)



9月

12月 シーボン 酵素美人-金



● 当期の業績

この結果、当連結会計年度の業績は、売上高は9,101,930千円（前年同期比18.0%減）となりました。利益面におきましては、広告宣伝費等の販売費及び一般管理費の合理化に努めてまいりましたが、売上高の減少による利益減を補いきれず、営業損失は903,749千円（前年同期は営業損失318,266千円）となり、雇用調整助成金による営業外収益325,139千円を計上したことから、経常損失は509,815千円（前年同期は経常損失270,031千円）となりました。また、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の影響から回復途上にあるものの、一部店舗では今後の収益性低下が見込まれるため、将来の回収可能性を検討した結果、店舗に関連する固定資産の減損損失63,089千円を特別損失として計上したことから、親会社株主に帰属する当期純損失は621,872千円（前年同期は親会社株主に帰属する当期純損失1,070,075千円）となりました。

● 主な取り組み

重点課題①「顧客数拡大とお客様第一のサービス提供」

新規集客活動を、従来行っておりましたイベントプロモーション※1からWeb検索・予約サイトを利用した集客へシフトするとともに、プロ仕様の美顔器を導入した新たなメニューの提供や、トライアルセットの販売を行うことで、幅広い顧客層へアプローチをまいりました。また、ECを始めとした、新たな販路獲得に向けた化粧品や健康食品等の開発を進めてまいりました。

一方、外出自粛によって生じた「巣ごもり需要」へ対応するため、シーボン公式YouTubeにて「おこもり美容」動画配信や、オンラインによる無料カウンセリング「シーボン オンライン ビューティ・アドバイザー」※2を開始いたしました。

10月

1月 シーボンルミナスバイオセラム



11月



1月 フェイシャリスト トリートメント
マスカラ<ローズの香り>

12月

2月 発酵チアシード菌叢ゼリー
シークワーサー味



1月



2月 発酵チアシード菌叢ゼリー
さくら味

2月

2月 カラフルール



3月



3月 シーボン コンセントレート
プラス クリーム a

重点課題②「高機能製品の創出」

研究開発活動においては、皮膚科学研究に基づいた独自原料開発やその有効性の解明、また、お客様がサロンで過ごす時間をより豊かなものにするため、美容法のエビデンスの収集等、外部研究機関との連携に加え、社内研究体制強化により、製品・サービスの価値向上を図ってまいりました。

＜2021年3月期の主な研究発表＞

- ①ストレスによる肌トラブルの新たなメカニズムを発見し、独自原料「カラー花酵母抽出液」の効果を報告（2020年6月日本皮膚科学会 化粧品原料メーカー(株)テクノブルとの共同研究）
本研究は千葉県君津市が推進する「きみつの食の彩りプロジェクト カラー工房（酵母）事業」より提供されたカラー花から採取された酵母を利用し、化粧品原料化したものです。N I T E（ナイト）[独立行政法人 製品評価技術基盤機構]の技術協力も得て、地方事業創生に貢献してまいりました。
- ②乳酸配合化粧品の肌への効果について新たなメカニズムを発見（2020年6月日本化粧品学会）
- ③経穴刺激を含むフェイシャルケアの抗ストレス効果と、美顔鍼との心身への効果の違いを発見（2020年9月全日本鍼灸学会 明治国際医療大学との受託研究、脳科学の産業応用事業会社(株)N e Uと連携）

重点課題③「コスト合理化の徹底」

事業活動の「見える化」を推進し、管理体制強化を図るとともに、全社のコスト管理の徹底と、コスト構造改革を積極的に行い、業務プロセスの適正化・効率化、及び業務生産性の向上を図ってまいりました。

※1 イベントプロモーション

：新規顧客獲得のために、サロンにおけるトライアルプランにご予約いただけるように、イベントブース等で簡易の肌チェックを通じてシーボンをご紹介するプロモーション活動

※2 シーボン オンライン ビューティ・アドバイス

：シーボンのフェイシャルリストサロンで、顧客をサポートするための化粧品の販売や美容アドバイス、東洋式フェイシャルケア等を行う専門スタッフ及び同等の知識を持つスタッフによる、オンラインでの無料カウンセリング

2. 直前3事業年度の財産及び損益の状況

(1) 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第54期 (2019年3月期)	第55期 (2020年3月期)	第56期 (当連結会計年度) (2021年3月期)
売上高 (千円)	12,541,309	11,101,799	9,101,930
経常利益又は経常損失 (△) (千円)	301,878	△270,031	△509,815
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失 (△) (千円)	139,657	△1,070,075	△621,872
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△) (円)	33.81	△250.02	△145.27
総資産 (千円)	11,702,102	10,229,960	9,564,741
純資産 (千円)	9,486,014	8,188,540	7,596,508
1株当たり純資産額 (円)	2,216.46	1,911.83	1,773.54
自己資本比率 (%)	81.0	80.0	79.4
自己資本当期純利益率 (ROE) (%)	1.5	△12.1	△7.9

(注) 当社は、第54期より連結計算書類を作成しております。

(2) 当社の財産及び損益の状況

区分	第53期 (2018年3月期)	第54期 (2019年3月期)	第55期 (2020年3月期)	第56期 (当事業年度) (2021年3月期)
売上高 (千円)	12,564,671	12,376,054	10,927,962	8,918,470
経常利益又は経常損失 (△) (千円)	625,986	309,829	△266,352	△506,971
当期純利益又は当期純損失 (△) (千円)	384,639	146,048	△1,062,201	△618,663
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△) (円)	93.93	35.36	△248.18	△144.53
総資産 (千円)	11,782,778	11,700,150	10,220,211	9,556,521
純資産 (千円)	9,220,614	9,516,588	8,228,753	7,639,782
1株当たり純資産額 (円)	2,248.33	2,223.61	1,921.22	1,783.65
自己資本比率 (%)	78.2	81.3	80.5	79.9
自己資本当期純利益率 (ROE) (%)	4.3	1.6	△12.0	△7.2

3. 設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は191,347千円となりました。その主なものは当社におけるサービスの拡充を図るべく1店舗を開設し、また店舗の統廃合による利益の向上とお客様サービスの充実のため、5店舗を移設したことなどであります。

なお、当連結会計年度における設備の除却損等は36,577千円であり、これは、主に当社の店舗の移設・改装等に伴う建物、工具等を除却したことによるものであります。

4. 資金調達の状況

当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行2行と総額2,000,000千円のコミットメントライン契約を締結しております。

5. 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社の状況

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社ジャフマック	17百万円	100%	醗酵食品の製造・販売
倩朋（上海）化粧品有限公司	80百万円	100%	化粧品及び医薬部外品の販売
株式会社クリニメディック	9百万円	100%	化粧品及び医薬部外品の販売

6. 主要な事業内容（2021年3月31日現在）

当社グループの主な事業内容は、化粧品及び医薬部外品の製造及び販売です。

7. 主要な営業所及び工場（2021年3月31日現在）

（1）当社の主要な営業所

①本店

東京都港区六本木七丁目18番12号

②メインオフィス・総合研修センター「シーボンパビリオン」

神奈川県川崎市宮前区菅生一丁目20番8号

③生産センター

栃木県河内郡上三川町多功2524

④研究開発センター

栃木県河内郡上三川町多功2570番3

⑤直営店

フェイシャリストサロン 100店舗

ラグジュアリーサロン 1店舗

（C'BON Queen's横浜）

C'BON BeautyOasis 2店舗

C'BON Hair Salon neaf 2店舗

（2）子会社

①株式会社ジャフマック

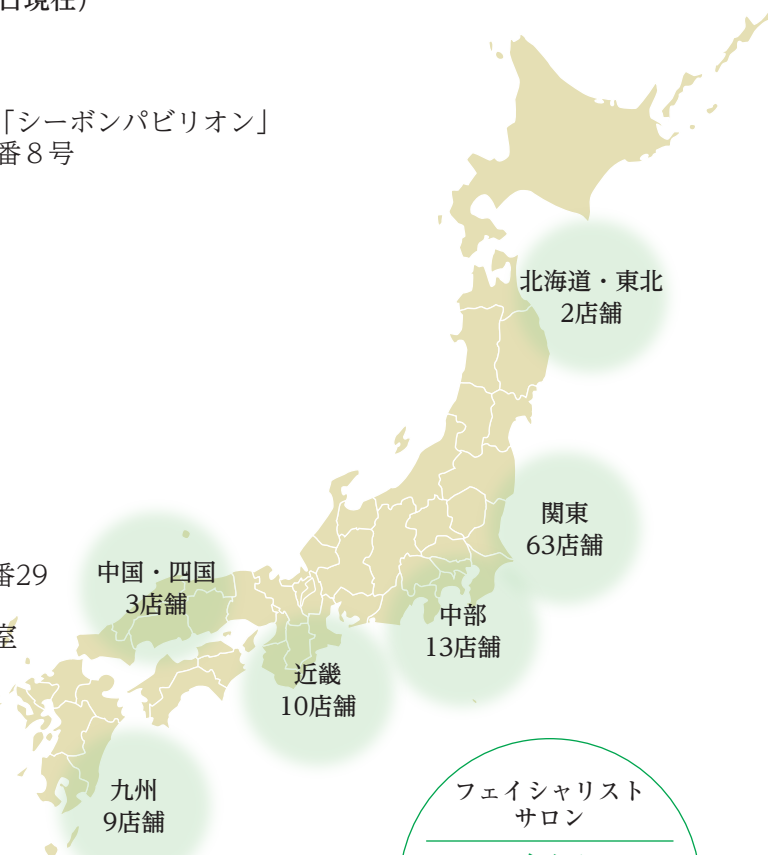
東京都新宿区市谷砂土原町一丁目2番29

②倩朋（上海）化粧品有限公司

上海市浦東新区張楊路158号1310室

③株式会社クリニメディック

東京都港区六本木七丁目18番12号



メインオフィス



生産センター

フェイシャリスト
サロン

全国
100店舗

(2021年3月31日現在)

8. 使用人の状況（2021年3月31日現在）

①企業集団の使用人数の状況

部門区分	使用人数（名）	前連結会計年度末比増減（名）
本 社 部 門	136 (91)	△20 (△20)
直 販 営 業 部 門	779 (250)	△52 (△80)
生 産 部 門	50 (65)	△3 (△5)
そ の 他	6 (9)	△1 (－)
合 計	971 (415)	△76 (△105)

- (注) 1. 使用人数は、就業人員であります。
2. 使用人数欄の（ ）は、外数で臨時従業員（パートタイマー、嘱託社員、人材派遣会社からの派遣社員等を含む）の年間の平均雇用人員であります。
3. 使用人数が前期末と比べて76名（臨時従業員は105名）減少しておりますが、その主な理由は、新規採用を抑制したことによるものであります。

②当社の使用人の状況

	使用人数 （名）	平均年齢 （歳）	平均勤続年数 （年）
男 性	77 (15)	41.7	13.1
女 性	888 (391)	36.0	9.9
合計又は平均	965 (406)	36.5	10.2

- (注) 使用人数欄の（ ）は、外数で臨時従業員（パートタイマー、嘱託社員、人材派遣会社からの派遣社員等を含む）の年間の平均雇用人員であります。

9. 主要な借入先の状況（2021年3月31日現在）

該当事項はありません。

10. その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

11. 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、依然として新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染拡大の懸念は払拭されず、経済活動の正常化への足枷となり、コロナ禍以前の経済回復までには時間を要するものと見込まれます。

当社グループにおきましては、お客様とスタッフの健康と安全を第一に考え、直営店舗内の感染予防対策として、店内清掃消毒の強化、ベッドスペースの配慮、定期的な換気等の実施、また、スタッフに対しては、マスク着用の徹底、毎日の健康チェックと検温、手指消毒の徹底等を実施しております。今後もお客様に安心してご来店していただけるよう、より一層の徹底を図ってまいります。

<2022年3月期の取組み>

当社グループは、2020年からスタートした中期経営計画（2021年3月期から2023年3月期）のもと、引き続き、「顧客数拡大とお客様第一のサービス提供」「高機能製品の創出」「コスト合理化の徹底」という3つの重点課題に取り組み、再成長を目指してまいります。

①顧客数拡大とお客様第一のサービス提供

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染拡大に伴い、集客のためのイベントの開催数が減少し、それに伴い新規集客数も減少しております。今後は、ダイレクトアプローチのみにとどまらず、製品の価値やサービスの魅力を伝えるコンテンツを新たな集客チャネルとし、情報発信を強化していくことで、新規顧客獲得を推進してまいります。また、お客様のご要望に沿ったサービス提供のため、プロ仕様の美顔器を全店に導入し、新たな顧客層の獲得を図ってまいります。

その一方で、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染拡大による、不要不急の外出自粛で生まれた「巣ごもり需要」に対応すべく、SNSをはじめとしたデジタルツール活用による情報発信の強化、また、オンラインによる無料カウンセリングを活用した通販事業の強化等、「一人ひとりのお客様と繋がること」を大きなテーマとし、サロン経営の強みを活かした「個客」との強固な関係を構築してまいります。

②高機能製品の創出

研究開発活動においては、他社との差別化、当社の製品・サービスの価値向上のため、皮膚科学研究に基づいた独自原料開発やその有効性の解明に注力するとともに、美容法のエビデンスの収集等、社内だけでなく外部研究機関との連携を積極的に図ってまいります。

また、社内で培った技術力を活かし、OEM受託等、新たな取り組みを行ってまいります。

③コスト合理化の徹底

事業活動の「見える化」を推進し、目標達成に向けた管理体制の強化を図るとともに、店舗、本社部門の双方において、人的・物的リソースの有効配置・活用、業務プロセスの適正化・効率化を図り、全社のコスト管理の徹底と費用対効果を十分に検討した上での有効投資を積極的に行ってまいります。

2 会社の現況

1. 株式の状況（2021年3月31日現在）

- | | |
|----------------|-------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 16,000,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 4,281,200株 |
| (3) 株主数 | 15,182名 |
| (4) 大株主（上位10名） | |

株主名	持株数	持株比率
犬塚雅大	733千株	17.13%
シーボン従業員持株会	131	3.07
株式会社三菱UFJ銀行	120	2.80
犬塚公子	95	2.23
安田亜希	95	2.23
望月暁一	81	1.90
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	77	1.81
金子靖代	74	1.72
藤井達夫	70	1.65
S M B C 日興証券株式会社	49	1.14

- (注) 1. 持株数は単位未満を切り捨てて表示しております。
 2. 持株比率は、自己株式（579株）を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 新株予約権等の状況

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

(2021年3月31日現在)

		第2回新株予約権	
発行決議日		2013年7月18日取締役会決議	
新株予約権の数		64個	
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 6,400株 (新株予約権1個につき100株)	
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり207,000円 (1株当たり2,070円)	
権利行使期間		2015年8月1日から2022年7月31日まで	
行使の条件		(注)	
役員の保有状況	取締役(社外取締役を除く)	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	64個 6,400株 2人

(注) 新株予約権の行使の条件は次のとおりであります。

1. 権利行使時において、引き続き当社の取締役又は従業員(将来における当社子会社の取締役又は従業員を含む)の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任又は定年退職の日から5年以内(権利行使期間中に限る)に限り、権利を行使することができる。
2. 譲渡、質入れその他の処分は認めないものとする。
3. その他の細目については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

3. 会社役員 の 状況

(1) 取締役及び監査役の状況 (2021年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長兼社長 執行役員	犬塚 雅大	—
代表取締役副社長 執行役員	三上 直子	商品開発本部 本部長
専務取締役 執行役員	崎山 一弘	事業本部 本部長
取締役 執行役員	小原 稔	企画本部 本部長
取締役	小林 明彦	株式会社スポーツフィールド 社外取締役 株式会社三ツ星 社外取締役(監査等委員)
取締役	門脇 英晴	総合警備保障株式会社 社外取締役 株式会社オークファン 社外取締役
取締役	崔 真淑	株式会社グッド・ニュースアンドカンパニーズ 代表取締役
常勤監査役	中沢 ひろみ	日本ピストリング株式会社 社外取締役
監査役	辻 さちえ	株式会社エスプラス 代表取締役 SBSホールディングス株式会社 社外取締役(監査等委員)
監査役	伊藤 三奈	ベーカー&マッケンジー法律事務所 特別顧問 ゼンモンド株式会社 代表取締役

- (注) 1. 取締役 小林明彦氏、取締役 門脇英晴氏及び取締役 崔真淑氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役 辻さちえ氏及び監査役 伊藤三奈氏は、社外監査役であります。
 3. 常勤監査役 中沢ひろみ氏及び監査役 辻さちえ氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する専門的な知見を有しております。
 4. 監査役 伊藤三奈氏は、米国における弁護士 の資格を有しており、企業法務及び法律に関する専門的な知見を有しております。
 5. 当社は、取締役 小林明彦氏、取締役 門脇英晴氏及び取締役 崔真淑氏、監査役 辻さちえ氏及び監査役 伊藤三奈氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 6. 崔真淑氏の戸籍上の氏名は石原真淑であります。
 7. 辻さちえ氏の戸籍上の氏名は上田さちえであります。
 8. 2021年4月1日付で犬塚雅大氏は代表取締役会長兼社長 執行役員から代表取締役会長に就任いたしました。
 9. 2021年4月1日付で三上直子氏は代表取締役副社長 執行役員から取締役に就任いたしました。
 10. 2021年4月1日付で崎山一弘氏は専務取締役 執行役員から代表取締役社長 執行役員に就任いたしました。
 11. 当社は、執行役員制度を導入しております。取締役兼務者を除く2021年3月31日現在の執行役員は、次のとおりであります。

(氏名)	(当社における地位及び担当)
菅原 桂子	執行役員 事業本部担当
堀住 輝男	執行役員 商品開発本部担当
瀧 礼江	執行役員 企画本部担当

(2) 当事業年度中に退任した取締役

氏名	退任日	退任事由	退任時の地位
片山 利雄	2020年6月29日	任期満了	取締役（社外取締役）
田畑 千絵	2020年6月29日	任期満了	監査役（社外監査役）

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、取締役 小林明彦氏、取締役 門脇英晴氏及び取締役 崔真淑氏につきましては500万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額、監査役 辻さちえ氏及び監査役 伊藤三奈氏につきましては300万円又は同法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で、当社の取締役、執行役員、監査役及びすべての子会社の全役員（当事業年度中に在任していた者を含む。）を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。当該保険契約の内容の概要は、被保険者である対象役員が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が填補するものであり、1年毎に契約更新しております。

なお、当該保険契約では、当社が当該役員に対して損害賠償責任を追及する場合は保険契約の免責事項としており、また、填補する額について限度額を設けることにより、当該役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。次回更新時には、同内容での更新を予定しております。

(5) 取締役及び監査役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月26日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、予め決議する内容について指名報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、指名報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

1. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬等及び株式報酬（但し、業績連動報酬及び株式報酬の支給の有無については、個別に取締役会において決定する。）により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、固定報酬（基本報酬）のみを支払うこととする。

2. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

当社の業務執行取締役の固定報酬（基本報酬）は、役員報酬規程に基づき、会社の業績や経営内容、担当部門の範囲・規模、役員本人の成果・責任の実態などを考慮して指名報酬委員会で評価し、予め設定された役位別の報酬テーブルの範囲内で、取締役会で決定するものとする。

3. 業績連動報酬等並びに非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

業績連動報酬等は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため年間連結売上高と連結経常利益率（業績連動報酬金額を含まない）に基づき、予め設定された報酬テーブルで算出された金額について、役位別の係数で配分することにより決定する。また、現金報酬とし、毎年、一定の時期に支給する。目標となる年間連結売上高と連結経常利益率は、適宜、環境の変化に応じて指名報酬委員会の答申を踏まえた見直しを行うものとする。但し、業績連動報酬は、業務執行取締役について支給され、非業務執行取締役、社外取締役、監査役には支給されない。

非金銭報酬等は、業績向上や企業価値の増大、株主重視の経営意識を高めるためのインセンティブを与えることを目的とし、職務執行の対価として、新株予約権を無償で発行する。

【新株予約権】

業務執行取締役に業績向上や企業価値の増大、株主重視の経営意識を高めるためのインセンティブを与えることを目的とし、職務執行の対価として、ストック・オプションとして新株予約権の付与を行うものとする。

4. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、上位の役位ほど業績連動報酬のウェイトが高まる構成とし、指名報酬委員会において検討を行う。取締役会は指名報酬委員会の答申内容を尊重し、当該答申で示された種類別の報酬割合の範囲内で取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとする。

5. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の業務執行取締役の固定報酬額（基本報酬額）は、役員報酬規程に基づき、会社の業績や経営内容、担当部門の範囲・規模、役員本人の成果・責任の実態などを考慮して指名報酬委員会で評価後、予め設定された役位別の報酬テーブルの範囲内で、取締役会で決定するものとする。また、現金報酬とし、各月に分割して支払うものとする。

その権限の内容は、各業務執行取締役の基本報酬の額及び各取締役の担当事業の業績を踏まえた評価配分とする。取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、指名報酬委員会に原案を諮問し答申を得るものとし、その答申を尊重した上で決定するものとする。

取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の方法は、指名報酬委員会にて、毎年期末までに行われる取締役の評価及び行動評価の実施を行い取締役会に答申を行う。

② 当事業年度に係る報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる 役員の員数(名)
		基本報酬	賞与	株式報酬	
取締役 (社外取締役を除く)	86	86	—	—	4
社外取締役	15	15	—	—	4
計	102	102			8
監査役 (社外監査役を除く)	10	10	—	—	1
社外監査役	7	7	—	—	3
計	17	17	—	—	4

- (注) 1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 2020年6月29日開催の第55期定時株主総会終結の時をもって退任した社外取締役1名及び社外監査役1名を含んでおります。
3. 取締役の報酬限度額は、1999年6月29日開催の第34期定時株主総会において、年額400百万円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議をいただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は8名です。また、別枠で2010年6月28日開催の第45期定時株主総会において当社取締役(社外取締役を除く)に対する報酬として年額80百万円、当社普通株式50,000株以内の範囲にて、ストック・オプションとして新株予約権を発行可能と決議をいただいております。当該株主総会終結時点の取締役(社外取締役を除く)の員数は8名です。
4. 監査役の報酬限度額は、1999年6月29日開催の第34期定時株主総会において、年額100百万円以内と決議をいただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は2名です。

(6) 社外役員に関する事項

① 他の法人等との重要な兼職の状況及び当社との関係

- ・取締役 小林明彦氏は、株式会社スポーツフィールドの社外取締役及び株式会社三ツ星の社外取締役（監査等委員）であります。なお、当社と両社との間には特別の関係はありません。
- ・取締役 門脇英晴氏は、総合警備保障株式会社及び株式会社オークファンの社外取締役であります。総合警備保障株式会社と当社との間には取引関係がありますが、その取引金額は僅少（同社及び当社それぞれの連結売上高に占める割合は0.1%未満）であることから、独立性に影響を与えるものではないと見做しております。また、当社と株式会社オークファンとの間には特別の関係はありません。
- ・取締役 崔真淑氏は、株式会社グッド・ニュースアンドカンパニーズの代表取締役であります。なお、当社と同社との間には特別の関係はありません。
- ・監査役 辻さちえ氏は、株式会社エスプラスの代表取締役及びSBSホールディングス株式会社の社外取締役（監査等委員）であります。なお、当社と両社との間には特別の関係はありません。
- ・監査役 伊藤三奈氏は、ペーカー&マッケンジー法律事務所の特別顧問、ゼンモンド株式会社の代表取締役であります。なお、当社と同事務所及び同社との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

		出席状況、発言状況及び期待される役割に関して行った職務の概要
取 締 役	小 林 明 彦	当事業年度に開催された取締役会20回のうち19回に出席いたしました。コーポレートガバナンスに関する高い見識と豊富な企業経営の経験から、経営全般にわたり有用な助言・提言を行っております。
取 締 役	門 脇 英 晴	当事業年度に開催された取締役会20回のうち19回に出席いたしました。コーポレートガバナンスに関する高い見識と豊富な企業経営の経験から、経営全般にわたり有用な助言・提言を行っております。
取 締 役	崔 真 淑	当事業年度に開催された取締役会20回全てに出席いたしました。コーポレートファイナンスに関する専門的知識と政府機関や公的機関での多岐にわたる豊富な経験から、経営全般にわたり有用な助言・提言を行っております。
監 査 役	辻 さ ち え	当事業年度に開催された取締役会20回全て、監査役会14回全てに出席いたしました。公認会計士としての専門的見地から、経営全般にわたり有用な助言・提言を行っております。
監 査 役	伊 藤 三 奈	2020年6月29日就任以降、当事業年度に開催された取締役会15回全て、監査役会10回全てに出席いたしました。国際派弁護士としての専門的見地から、経営全般にわたり有用な助言・提言を行っております。

4. 会計監査人の状況

(1) 名称 有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	29百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	29百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査の有効性と効率性に配慮し監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行った結果、有限責任監査法人トーマツの監査報酬について同意いたしました。

(3) 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である収益認識に関する会計基準の適用による会計方針の検討に関する助言に対して、その対価を支払っています。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると判断される場合、監査役会は監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任する方針です。

また、上記のほか、会計監査人の独立性及び品質管理体制、並びに実施体制等を総合的に勘案し、必要性があると判断した場合には、監査役会は会計監査人の不再任に関する議案の内容を決定する方針です。

3 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要及び当該体制の運用状況は以下のとおりであります。

＜業務の適正を確保するための体制＞

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 「企業行動憲章」の主旨に沿って、全役職員が企業倫理を重んじ社会的責任を果たすために「倫理規程」「コンプライアンス規程」「シーボン行動規範」を制定し、これらを周知徹底させることにより法令・定款・社会規範を遵守しています。
- ② 取締役会の諮問機関として、「ガバナンス委員会」と「指名報酬委員会」を設置しています。「ガバナンス委員会」は、代表取締役・社外取締役及び取締役会で選任された委員で構成され、コーポレートガバナンス体制について審議を行うことで、より一層の経営の透明性と公正性の確保と、持続的な成長及び中長期的な企業価値を図ることを目的に運用しています。また「指名報酬委員会」は、取締役会の決議によって選任された取締役（委員総数の過半数は社外取締役）で構成され、独立選任組織として、当社における指名、報酬及び報酬制度等について審議を行うことで、公正かつ迅速な意思決定を促しています。
- ③ 代表取締役社長の諮問機関として「コンプライアンス委員会」を設置し、全社的なコンプライアンスの取組みを横断的に統括・監視しています。
- ④ 役職員に対し、コンプライアンスに関する研修を実施し、コンプライアンスの重要性和コンプライアンスを尊重する意識の醸成等につき繰り返し啓蒙しています。
- ⑤ 内部監査課を設置し、会社の業務が法令・定款・社内規程等に準拠し適正かつ合理的に行われているかを監査し、監査結果を取締役・監査役に報告しています。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役の職務の執行に係る情報（取締役会及び経営会議等の会議の議事録並びに参考資料等の重要な情報）については、「文書管理規程」「文書保存年限表」等社内規程の定めるところにより、文書又は電磁的媒体に記録し、適切に保存及び管理しています。
- ② 取締役又は監査役が求めた時は、担当部署はいつでも当該情報を閲覧又は謄写に供しています。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 損失の危険（リスク）については、「リスク管理規程」及び「危機に関するフローとガイドライン」を制定し、平時にはリスクの発生を未然に防止する諸施策を講じるとともに、万一危機事態が発生した場合の対応についても予め「危機レベルに応じた対応策」等を定め、統合的にリスクマネジメントを行っています。
- ② 代表取締役社長の諮問機関として「リスクマネジメント委員会」を設置し、全社のリスクマネジメントを統括し、全社横断的に経営に重大な影響を及ぼす様々なリスクに的確に対処しています。
- ③ 内部監査課を設置し、リスクマネジメントを検証するために、本社・工場・店舗を定期的に監査し、当社業務が適正かつ合理的に行われているかを評価し、監査結果を取締役・監査役に報告しています。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会は、経営の最高意思決定機関として、法令及び定款に定める事項並びにその他重要な事項を決議し、また取締役及び執行役員の実務執行状況を監督しています。
- ② 取締役会の決定に基づく社内規程（組織規程・業務分掌規程・職務権限規程・稟議規程等）において、取締役の基本職務や役割、責任、権限、決裁基準等を明確に定め、効率的な業務体制を整備しています。
- ③ 取締役会を毎月定例開催する他、必要に応じて適宜臨時開催し、迅速かつ適切な意思決定を図り、経営計画の策定や重要な職務執行課題については、事前に執行役員で構成する「経営会議」において十分な審議を経て、取締役会に付議し決定しています。
- ④ 取締役の職務執行に関する個別経営課題を実務的な観点から審議する委員会を設置しています。

5. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ① 現在監査役の職務を補助する使用人は置いていませんが、監査役から求められた場合には、監査役と協議し設置します。
- ② 監査役が指定する補助すべき期間中は、当該使用人への指揮権は監査役に委譲されたものとし人事異動及び人事評価は、監査役会の同意を得なければならないものとしています。

6. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

- ① 監査役・監査役会が必要に応じて取締役等に問題提起をするために、監査役は、取締役会、経営会議やその他の重要会議に出席しています。
- ② 監査役には稟議書その他重要書類が回付され、要請があれば直ちに関係書類・資料等を提出しています。

- ③ 取締役及び使用人は、当社に著しい損害を及ぼす事態や不正、法令・定款等の重大な違反のおそれがあるときは、これを直ちに監査役会に報告することとしています。
- ④ 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないものとしています。

7. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社で定める「倫理規程」「コンプライアンス規程」「シーボン行動規範」を当社グループにも周知徹底させ、法令・定款・社会規範を遵守するための体制の整備に関する指導及び支援を行います。
- ② 当社は、当社グループにおける経営の健全性及び効率性の向上を図るため、子会社の取締役又は監査役を必要に応じて派遣するとともに、当社の主管部署は子会社の事業運営に関する重要な事項について子会社から報告を受け、協議を行います。
- ③ 当社グループ間における取引条件については、取引の実施及び取引条件の決定等に関する内部手続きを定め、これらの取引の客観性及び合理性を確保しております。
- ④ 当社グループは、「関係会社管理ガイドライン」に基づき、子会社の重要な業務執行に関する事項について、当社取締役会にて承認又は報告を受けることとします。
- ⑤ 子会社に対する監査は、当社の「内部監査規程」に基づき定期的実施しています。監査は当社の内部監査課が行い、その業務全般に関する適正性を確保します。
- ⑥ 監査役は、子会社の監査を行うとともに、当社グループにおける業務の適正の確保のため、監査に関して子会社の監査役と意見交換等を行い、連携を図ります。

8. 当社の監査役職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役職務を執行する上で必要な費用は、会社は請求に応じて速やかに支払いをしています。

9. その他監査役職務の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役からヒアリングの要請があった場合、取締役及び使用人はこれに応じています。
- ② 監査役は、代表取締役、会計監査人及び内部監査部門との定期的な意見交換により、監査の実効性を確保しています。

10. 財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制

- ① 金融商品取引法の定めに従い、良好な統制環境を保持しつつ、全社的な内部統制及び各業務プロセスの統制活動の強化に努めています。
- ② 「財務報告に係る内部統制規程」等に基づき、適正かつ有効な評価ができるよう、財務報告に係る内部統制システムを整備し、かつ適正に運用しています。

11. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- ① 「倫理規程」「シーボン行動規範」において、良識ある企業活動を心がけ、社会の規範を尊重する企業倫理を確立し、反社会的勢力との一切の関係遮断を基本方針としています。
- ② 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、組織的に毅然とした姿勢を持って対峙し、その不当な要求については関係機関とも連携し、事由の如何を問わずこれに応じない体制を整備しています。

12. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

- ① コンプライアンスに関する取組みとしては、コンプライアンスの遵守状況の確認と啓蒙を実施しています。取締役等に対してはコンプライアンス意識の醸成のための研修会を適宜実施しています。使用人に対しては教育担当部門が教育を行っています。
- ② 情報の保存及び管理体制に関する取組みとしては、情報の保存管理は、文書管理規程及び関連規程に基づき、適切に保管及び管理を行っています。また、必要に応じて閲覧できるようにしています。廃棄の際には、溶解処理等によって再生不可能とする処分方法により廃棄しています。
- ③ リスク管理に関する取組みとしては、損失の危機の管理は、リスク管理規程及び関連諸規程に基づき、リスク発生を未然に防止する諸施策を講じています。
- ④ グループガバナンス強化のため、関連子会社に当社から取締役及びその他の役職者等を派遣し、経営のモニタリングを行うとともに、「関係会社ガイドライン」に基づき、経営状況を継続的に確認し、取締役会に報告しています。

4 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保するとともに、安定的な配当の継続を業績に応じて行うことを基本方針としており、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題の一つとして認識しております。

内部留保資金につきましては、今後予想される経営環境の変化に対応すべく、今まで以上に顧客ニーズに応える製品の開発のため、製造技術の向上と製品開発体制の強化に注力し、さらには、未出店エリアへの出店等、有効な設備投資を行っていきたいと考えております。

当社は、中間配当及び期末配当として年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。これらの剰余金の配当の決定機関は取締役会であり、「会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当等を行うことができる。」旨を定款に定めております。

当事業年度の期末配当金につきましては、当社グループにおける通期連結純利益がマイナスとなりましたため、誠に遺憾ではありますが、配当を無配とさせていただきました。

連結貸借対照表 (2021年3月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	4,401,315	流動負債	1,440,893
現金及び預金	2,323,792	買掛金	97,713
受取手形及び売掛金	898,489	1年内返済予定の長期借入金	5,800
商品及び製品	412,093	リース債務	1,824
仕掛品	82,430	未払金	648,894
原材料及び貯蔵品	449,986	未払法人税等	83,109
その他	234,801	ポイント引当金	427,304
貸倒引当金	△277	資産除去債務	2,446
固定資産	5,163,426	その他	173,800
有形固定資産	3,669,948	固定負債	527,339
建物及び構築物	2,014,796	長期借入金	14,500
機械装置及び運搬具	103,244	リース債務	3,078
工具、器具及び備品	164,589	繰延税金負債	96,484
土地	1,385,337	資産除去債務	326,318
建設仮勘定	1,980	その他	86,958
無形固定資産	101,999	負債合計	1,968,232
投資その他の資産	1,391,478	純資産の部	
投資有価証券	375,971	株主資本	7,404,883
敷金及び保証金	794,026	資本金	483,930
その他	244,480	資本剰余金	367,830
貸倒引当金	△23,000	利益剰余金	6,554,437
資産合計	9,564,741	自己株式	△1,314
		その他の包括利益累計額	186,964
		その他有価証券評価差額金	191,520
		為替換算調整勘定	△4,555
		新株予約権	4,660
		純資産合計	7,596,508
		負債純資産合計	9,564,741

連結損益計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：千円)

科目	金額	
売上高		9,101,930
売上原価		2,180,858
売上総利益		6,921,072
販売費及び一般管理費		7,824,822
営業損失		903,749
営業外収益		
受取利息及び配当金	5,809	
受取家賃	22,744	
雇用調整助成金	325,139	
その他の	46,009	399,702
営業外費用		
支払利息	105	
社宅等解約損	488	
支払手数料	3,465	
その他の	1,708	5,767
経常損失		509,815
特別利益		
固定資産売却益	1,392	
受取補償金	38,570	39,962
特別損失		
固定資産除却損	36,577	
減損損失	63,089	99,667
税金等調整前当期純損失		569,520
法人税、住民税及び事業税	61,543	
法人税等調整額	△9,191	52,352
当期純損失		621,872
非支配株主に帰属する当期純利益		—
親会社株主に帰属する当期純損失		621,872

連結株主資本等変動計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2020年4月1日 期首残高	483,930	367,830	7,176,822	△1,232	8,027,351
当期変動額					
親会社株主に帰属する 当期純損失(△)			△621,872		△621,872
自己株式の取得				△81	△81
連結範囲の変動			△513		△513
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	-	-	△622,385	△81	△622,467
2021年3月31日 期末残高	483,930	367,830	6,554,437	△1,314	7,404,883

	その他の包括利益累計額			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換 算定 調整	その 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
2020年4月1日 期首残高	161,744	△5,215	156,529	4,660	8,188,540
当期変動額					
親会社株主に帰属する 当期純損失(△)					△621,872
自己株式の取得					△81
連結範囲の変動					△513
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	29,775	660	30,435		30,435
当期変動額合計	29,775	660	30,435	-	△592,031
2021年3月31日 期末残高	191,520	△4,555	186,964	4,660	7,596,508

貸借対照表 (2021年3月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	4,229,202	流動負債	1,405,189
現金及び預金	2,191,188	買掛金	78,701
売掛金	881,430	リース債務	1,824
商品及び製品	408,206	未払金	646,153
仕掛品	75,670	未払費用	92,956
原材料及び貯蔵品	437,865	未払法人税等	82,680
前払費用	117,063	未前受金	42,377
その他	117,815	ポイント引当金	427,304
貸倒引当金	△38	資産除去債務	2,446
固定資産	5,327,318	その他	30,745
有形固定資産	3,623,807	固定負債	511,548
建物	1,851,210	繰延税金負債	96,484
構築物	145,438	リース債務	3,078
機械及び装置	77,793	資産除去債務	325,422
車両運搬具	6,368	その他	86,563
工具、器具及び備品	162,462	負債合計	1,916,738
土地	1,378,554	純資産の部	
建設仮勘定	1,980	株主資本	7,443,602
無形固定資産	101,730	資本金	483,930
ソフトウェア	89,022	資本剰余金	367,830
その他	12,708	資本準備金	367,830
投資その他の資産	1,601,780	利益剰余金	6,593,155
投資有価証券	375,971	利益準備金	37,758
関係会社株式	212,587	固定資産圧縮積立金	11,508
長期前払費用	19,794	別途積立金	100,000
敷金及び保証金	791,889	繰越利益剰余金	6,443,889
その他	224,537	自己株式	△1,314
貸倒引当金	△23,000	評価・換算差額等	191,520
資産合計	9,556,521	その他有価証券評価差額金	191,520
		新株予約権	4,660
		純資産合計	7,639,782
		負債純資産合計	9,556,521

損益計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：千円)

科目	金額	
売上高		8,918,470
売上原価		2,060,993
売上総利益		6,857,476
販売費及び一般管理費		7,759,526
営業外損失		902,050
営業外収益		
受取利息及び配当金	5,708	
受取家賃	22,744	
雇用調整助成金	325,139	
その他	45,494	399,087
営業外費用		
社宅等解約損	488	
支払手数料	3,465	
その他	54	4,008
経常損失		506,971
特別利益		
固定資産売却益	1,392	
受取補償金	38,570	39,962
特別損失		
固定資産除却損	36,577	
減損損失	63,089	99,667
税引前当期純損失		566,676
法人税、住民税及び事業税	61,112	
法人税等調整額	△9,125	51,987
当期純損失		618,663

株主資本等変動計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本									
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				自己株式	株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金					利益剰余金合計
					固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金			
2020年4月1日 期首残高	483,930	367,830	367,830	37,758	12,229	100,000	7,061,832	7,211,819	△1,232	8,062,348
当期変動額										
固定資産圧縮積立金の取崩し					△721		721	-		-
当期純損失(△)							△618,663	△618,663		△618,663
自己株式の取得									△81	△81
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)										
当期変動額合計	-	-	-	-	△721	-	△617,942	△618,663	△81	△618,745
2021年3月31日 期末残高	483,930	367,830	367,830	37,758	11,508	100,000	6,443,889	6,593,155	△1,314	7,443,602

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
2020年4月1日 期首残高	161,744	161,744	4,660	8,228,753
当期変動額				
固定資産圧縮積立金の取崩し				-
当期純損失(△)				△618,663
自己株式の取得				△81
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	29,775	29,775		29,775
当期変動額合計	29,775	29,775	-	△588,970
2021年3月31日 期末残高	191,520	191,520	4,660	7,639,782

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年5月20日

株式会社シーボン
取締役会 御中有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	瀬戸 卓	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	田村 剛	㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社シーボンの2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社シーボン及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年5月20日

株式会社シーボン
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	瀬戸 卓	@
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	田村 剛	@

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社シーボンの2020年4月1日から2021年3月31日までの第56期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第56期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、監査役会を毎月定期的開催し、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役、執行役員等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、執行役員、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役、内部監査部門等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。また、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び会計監査人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③会計監査人からは、事前に監査計画の説明を受け、協議を行うとともに、監査結果の報告を受け、必要に応じて説明を求めました。さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年(2005年)10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において取締役等から内部統制は「有効」である旨、また会計監査人から「開示すべき重要な不備は認識していない」旨の報告を書面で受けております。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月24日

株式会社シーボン 監査役会

常 勤 監 査 役 中 沢 ひろみ ㊟
監 査 役 辻 さちえ ㊟
(社外監査役)
監 査 役 伊 藤 三 奈 ㊟
(社外監査役)

以 上

株主総会 会場ご案内図

会場

東京都港区六本木三丁目2番1号

住友不動産六本木グランドタワー9階

ベルサール六本木 グランドコンファレンスセンター ROOM A・B

※今回の定時株主総会より会場が変更となっておりますのでお間違いのないようご注意ください。



交通ご案内

- 南北線「六本木一丁目駅」（西改札直結）
- 日比谷線・大江戸線「六本木駅」より徒歩5分
- 日比谷線「神谷町駅」より徒歩10分

会場には駐車場の用意はございませんので、お車でのご来場はご遠慮ください。

〈ご来場のお土産について〉

株主総会にご出席の株主様へお配りしておりましたご来場のお土産は、取り止めさせていただきました。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。



この冊子は、環境に優しい
植物油インキを使用して印刷
しています